

大和市告示第19号

大和市観光促進事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月12日

大和市長 古谷田 力

大和市観光促進事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市観光促進事業等補助金交付要綱（平成21年大和市告示第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「関わらず」を「かかわらず」に改め、同項第1号中「全体事業費」を「事業全体の事業費」に改め、同項第2号中「5年以上継続して」を削り、「実施されていない」の次に「期間が5年以上継続している」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。